

報謝会役員等報酬規程

平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人報謝会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額（別表 3）を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額（別表 3）を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額(別表3)を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、報謝会旅費規程に基づいて支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

(日額)

名 称	報 酬	
理事会出席報酬	10,000円	
評議員会出席報酬	10,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬	30,000円	

別表 2

(日額)

理事長業務報酬	25,000円	
理事及び評議員業務報酬	10,000円	
監事監査指導報酬	10,000円	

別表 3 実費弁償費

住 所 地	金 額	
西諸県郡、小林市、都城市の高崎町、山田町	1,000円	
えびの市、都城市(高崎町、山田町を除く)、宮崎市	1,500円	